

内閣委員会で創薬ベンチャーについて質問しました



参議院議員・薬剤師 神谷政幸

今国会で「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」が審議され、令和5年4月13日（木）の参議院内閣委員会で質問に立ちました。法改正のポイントは大きく2つです。現在、まん延防止等重点措置時及び緊急事態宣言時に限られている総理大臣による都道府県知事などへの指示権を初期段階から対応するため、政府対策本部を設置した段階で発動できるよう前倒しすることと、内閣官房に「内閣感染症危機管理統括庁」を設置することです。

今回の統括庁創設にあたって、未知の感染症が与えた国民生活への影響をどのようにとらえているのか、ワクチン接種の効果に対する政府の見解と今後のワクチン接種、新型コロナウイルス感染症治療薬の効果、新たな感染症に対応するワクチンや医薬品の国内開発に必要な創薬ベンチャーの育成、検査キット等の確保や流通、内閣感染症危機管理統括庁と厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構との連携について質問を行いました。

特に創薬ベンチャーの育成については政府参考人から、新薬創出の鍵を握る創薬ベンチャー育成のため、経済産業省では国が認定したベンチャーキャピタルが出資する創薬ベンチャーを対象とした実用化開発に対し、合計3500億円規模で支援を行っており、厚生労働省ではベンチャー企業を対象とした相談窓口を設置し、研究開発から実用化に至るまで、法規制対応やマーケティングに関する相談などの支援を行うなど、創薬ベンチャーの成長を強力に後押ししていくとの回答を得ました。この回答に対して、今後も一貫性を持った投資を継続していくことが必要と訴えました。創薬イノベーション・エコシステムの構築に向けて頑張っまいります。

